

標章及びマスコット等の使用の手引

行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会



**JAPAN
GAMES**

第3版(R8.5月)

はじめに

この「手引」は、令和10年（2028年）に長野県で開催される「信州やまなみ国スポ」（第82回国民スポーツ大会）及び「信州やまなみ全障スポ」（第27回全国障害者スポーツ大会）（以下「両大会」という。）における標章及びマスコット等の使用に関する基本ルールをまとめたものです。標章及びマスコット等を使用する場合は、原則として事前に申請（公共・商業目的使用許可申請書、デザイン案等の提出）が必要です。ただし、国・地方公共団体等が公共目的で使用する場合は申請書の提出を省略することができます。使用のルール等に留意し、広く御活用ください。

なお、申請にあたっては、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」に係る標章及びマスコット等使用取扱規程（以下、「県規程」という。）、公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「JSPPO」という。）の公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程（以下、「JSPPO規程」という。）及び国民スポーツ大会関係標章使用のガイドラインを御参照ください。

目次

使用目的	・・・・・・・・・・ 3
使用できる標章及びマスコット等	・・・・・・・・・・ 4
使用の手続き	・・・・・・・・・・ 6
使用上の注意点	・・・・・・・・・・ 9

注意事項

使用目的が以下の項目に該当する場合は、使用をお断りすること、または使用許可を取り消すことがありますので御注意ください。

- ① スポーツ及び両大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- ② 標章及びマスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- ③ 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- ④ 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ⑤ 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- ⑥ 使用目的が明らかでないとき。
- ⑦ 両大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれのあるとき。
- ⑧ その他信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）会長（以下「会長」という。）が不適当と認めるとき。

問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会
（長野県観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局内）
電話：026-235-7440 FAX：026-235-7451
メール：koho2028@pref.nagano.lg.jp

使用目的

【公共目的使用】

標章及びマスコット等は、以下に掲げる公共目的による使用の場合に限り、無償で使用することができます。

◆標章の場合◆

- ① 資料又は出版物及び無償で交付される記念品等についての使用であって、国スポの開催に寄与すると認められるとき。
- ② 国スポに対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- ③ 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- ④ その他会長が国スポの開催に寄与すると認めるとき。

◆マスコット等の場合◆

- ① 資料又は出版物及び無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は障がい者の社会参加の推進及び両大会の開催に寄与すると認められるとき。
- ② 一般へのスポーツ又は両大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。
- ③ 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- ④ その他会長がスポーツ又は障がい者の社会参加の推進及び両大会の開催に寄与すると認めるとき。

《主な使用例》

【国、市町村など】

- 委員会資料に掲載したい
- 広報誌に掲載したい
- 両大会のPR看板、のぼり旗をつくりたい
- 啓発グッズをつくりたい（無償配布するものに限る）

【スポーツ（体育）協会、競技団体など】

- スポーツ大会のプログラムや機関誌に掲載したい
- チームのTシャツをつくりたい

【学校など】

- 校内行事のプログラムに掲載したい
- 運動会の旗にマスコットを入れたい

【民間企業】

- 社内報に掲載したい（外部へ配布せず、企業の販売促進につながらないもの）

【報道機関】

- メディア（テレビ、新聞、インターネット等）を通して大会に関する報道をしたい

【その他】

- 有志で組んでいるチームのユニフォームにマスコットを入れたい（無償配布するものに限る）

※ただし、制作物、広報物全体として、特定の企業や団体のPRに繋がると判断される場合は、商業目的使用に該当する可能性があります。

【商業目的使用】

商品、景品、広告宣伝等、収益を上げることを目的として作成され、または提供される物品等に使用するとき。

《主な使用例》






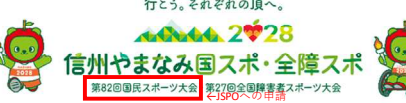

- お菓子や飲料などの商品パッケージに大会愛称、マスコット等を印刷したい
- 大会愛称、マスコット等を使用したTシャツをつくって販売したい
- 商品販売促進のための景品に大会愛称、マスコット等を使用したい

使用できる標章及びマスコット等

【公共目的使用】

	種類	県規程	申請先	使用料率	使用できる場合	使用許可申請書の提出を省略できる団体	
A 国スポ関連の標章等	国民スポーツ大会マーク (J.G.マーク) ブランドロゴ	第2条第1号	県委員会	無償	<p>(1)資料又は出版物及び無償で交付される記念品等についての使用であって、国スポの開催に寄与すると認められるとき。</p> <p>(2)国スポに対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。</p> <p>(3)県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。</p> <p>(4)その他会長が国スポの開催に寄与すると認めるとき。</p>	<p>(1)両大会の開催のために市町村が設置する実行委員会</p> <p>(2)国、地方公共団体、JSPO、公益財団法人長野県スポーツ協会、長野県内の都市体育(スポーツ)協会</p> <p>(3)JSPO・公益財団法人長野県スポーツ協会・長野県内の都市体育(スポーツ)協会に加盟する競技団体</p>	
	国スポを表す文字	第2条第1号					<p>国民スポーツ大会 国スポ JAPAN GAMES 第82回国民スポーツ大会 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会</p>
	大会愛称文字表記	第3号					<p>信州やまなみ国スポ 信州やまなみ国スポ・全障スポ</p>
B マスコット等	大会愛称文字表記	第2条第2号	県委員会	無償	<p>(1)資料又は出版物及び無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は障がい者の社会参加の推進及び両大会の開催に寄与すると認められるとき。</p> <p>(2)一般へのスポーツ又は両大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められるとき。</p> <p>(3)県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。</p> <p>(4)その他会長がスポーツ又は障がい者の社会参加の推進及び両大会の開催に寄与すると認めるとき。</p>	<p>(4)公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会及び協会に加盟する競技団体</p> <p>(5)信州やまなみ国スポの公開競技又はデモンストレーションスポーツを実施する団体及び信州やまなみ全障スポの正式競技又はオープン競技を実施する団体</p> <p>(6)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条の規定による認定こども園及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく指定障害福祉サービス事業所</p> <p>(7)県委員会の構成団体(第1号から前号に規定のない団体)</p> <p>(8)報道機関(報道目的のみ)</p> <p>(9)その他会長が特に認めるとき</p> <p>●なお、申請書の提出を省略できる場合でも、あらかじめ、最終的なデザイン案や使用目的等について速やかに県委員会へ連絡し、承認を得ること。</p>	
	大会愛称ロゴ	第2条第2号					<p>信州やまなみ全障スポ</p>
	大会愛称ロゴ	第1号					<p>信州やまなみ国スポ・全障スポ 信州やまなみ国スポ</p>
	大会マスコット	第3号					
	スローガン・山・開催年	第4号					<p>行こう。それぞれの頂へ。 2028</p>
Bの組み合わせ	スローガン 大会愛称ロゴ マスコット 等				「Bマスコット等」参照		
A・Bの組み合わせ	大会愛称ロゴ 国スポを表す文字 等				「A国スポ関連の標章」及び「Bマスコット等」参照		
	全国障害者スポーツ大会シンボルマーク				<p>公益財団法人日本パラスポーツ協会全国障害者スポーツ大会シンボルマークの使用に関する規程に基づく ※手続きをご案内しますので県委員会までお問合せ下さい</p>	—	

【商業目的使用】

	種類	県規程	申請先	使用料率	使用できる場合	県に支払う使用料を免除できる団体	
A 国スポーツ関連の 標章等	国民スポーツ大会 マーク (J.G.マーク) ブランドロゴ	第2条第1号		JSPO	5~30%	JSPO規程に基づく 商業目的での使用は不可 ※JAPAN GAMESパートナーのみ 使用可	-
	国スポを表す 文字	第2条第1号	国民スポーツ大会 国スポ JAPAN GAMES 第82回国民スポーツ大会 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会	JSPO	5~30%	JSPO規程に基づく	-
	大会愛称 文字表記	第2条第1号	信州やまなみ国スポ 信州やまなみ国スポ・全障スポ	県委員会 JSPO	5% 5~30%	JSPO規程第5条及び県規程第 8~10条 ^(注) に規定する必要な手 続きを経た場合	「Bマスコット等第2条第2項第1号」参照
B マスコット等	大会愛称 文字表記	第2条第2号	信州やまなみ全障スポ	県委員会	無償	県規程第8条~10条に規定する 必要な手続きを経た場合	-
	大会愛称ロゴ	第2条第2号					
	大会愛称ロゴ	第2条第1号	信州やまなみ国スポ・全障スポ 信州やまなみ国スポ	5%	◆両大会の開催のために市町村が設置する実 行委員会 ◆国、地方公共団体、JSPO、公益財団法人長 野県スポーツ協会、長野県内の都市体育(ス ポーツ)協会		
	大会マスコット	第2条第2号		無償	◆JSPO・公益財団法人長野県スポーツ協会・ 長野県内の都市体育(スポーツ)協会に加盟す る競技団体 ◆公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 及び協会に加盟する競技団体		
	スローガン・ 山・開催年	第2条第2号	行こう。それぞれの頂へ。 	無償	◆信州やまなみ国スポの公開競技又はデモン ストレーションスポーツを実施する団体及び信 州やまなみ全障スポの正式競技又はオープン 競技を実施する団体 ◆学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条 に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律 第164号)第7条に規定する児童福祉施設、 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合 的な提供の推進に関する法律(平成18年法律 第77号)第3条の規定による認定こども園及 び障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律(平成17年法律第 123号)に基づく指定障害福祉サービス事業 所		
Bの 合わせ	スローガン 大会愛称ロゴ マスコット 等		5%	県規程第8条~10条に規定する 必要な手続きを経た場合	◆その他会長が特に認るとき ※県・JSPO両方への許可申請が必要な場 合、県への使用料納付は免除となるが、 JSPOへの使用料納付は免除されない		
A・Bの 合わせ	大会愛称ロゴ 国スポを表す文字 等		県委員会 JSPO	5% 5~30%	JSPO規程第5条及び県規程第 8~10条に規定する必要な手続 きを経た場合	◆その他会長が特に認るとき ※県・JSPO両方への許可申請が必要な場 合、県への使用料納付は免除となるが、 JSPOへの使用料納付は免除されない	
	全国障害者スポーツ大会 シンボルマーク			県委員会	無償	公益財団法人日本パラスポーツ 協会全国障害者スポーツ大会シ ンボルマークの使用に関する規 程に基づく ※手続きをご案内しますので県 委員会までお問合せ下さい	-

(注) 県規程第8条~10条：「商業目的による使用の申請及び報告」「商業目的による使用の許可」「商業目的による使用に係る使用料」

使用の手続き

【公共目的使用】

1 使用許可申請について

標章及びマスコット等を公共目的で使用される場合は、あらかじめ「信州やまなみ国スポ・全障スポに係る標章及びマスコット等公共目的使用許可申請書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、**最終的なデザイン案とともに**県委員会へ提出してください。なお、次に該当する者は申請書の提出は省略できます。

- ① 両大会の開催のために市町村が設置する実行委員会
- ② 国、地方公共団体、J S P O、公益財団法人長野県スポーツ協会、長野県内の郡市体育（スポーツ）協会
- ③ J S P O・公益財団法人長野県スポーツ協会・長野県内の郡市体育（スポーツ）協会に加盟する競技団体
- ④ 公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会及び協会に加盟する競技団体
- ⑤ 信州やまなみ国スポの公開競技又はデモンストレーションスポーツを実施する団体及び信州やまなみ全障スポの正式競技又はオープン競技を実施する団体
- ⑥ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条の規定による認定こども園及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業所
- ⑦ 県委員会の構成団体（第1号から前号に規定のない団体）
- ⑧ 報道機関（報道目的のみ）
- ⑨ その他会長が特に認める者

※なお、申請書の提出を省略できる場合であっても、あらかじめ、最終的なデザイン案や使用目的等について速やかに県委員会へ連絡し、承認を得ること。

2 使用報告について

標章及びマスコット等を使用された場合は、使用報告書を各年度終了後または使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに県委員会へ提出してください（報道機関が報道目的に使用する場合を除く）。

【商業目的使用】

1 使用許可申請について

標章およびマスコット等を商業目的で使用される場合は、あらかじめ、「信州やまなみ国スポ・全障スポに係る標章及びマスコット等商業目的使用許可申請書」（様式第4号）に必要事項を記入の上、**最終的なデザイン案とともに**県委員会へ提出してください。

なお、J S P Oに申請が必要なものと、県委員会に申請が必要なものを組み合わせて商業利用したい場合は、先にJ S P Oに申請し、使用許可を得てから、許可通知の写しを添付の上、県委員会へ申請してください。

2 使用料について

通知の日から起算して30日以内（振込期限の日が金融機関の休業日の場合はその翌日まで）に指定の

金融機関の口座に振り込みをしてください。(振込手数料は当該許可を受けた者が負担)

- 1 販売を目的とするもの(商品)・・・小売価格(消費税等賦課前)×製造数×5%
(1円未満の端数切捨て)
- 2 販売以外を目的とするもの
 - (1) 景品、有償貸出等・・・製造価格×製造数×5%(1円未満の端数切捨て)
 - (2) 広告宣伝・・・使用する媒体の広告料×5%(1円未満の端数切捨て)※ただし、自社媒体での展開や自社で配布する等、媒体費用が発生しない場合は、県委員会と申請者の協議により決定する
- 3 その他、営利を目的とするもの・・・県委員会と申請者の協議により決定する

3 使用料の免除について

次に該当する場合は使用料を免除することができます。許可申請の際に、「信州やまなみ国スポ・全障スポに係る標章及びマスコット等使用料免除申請書」(様式第6号)を県委員会に提出してください。

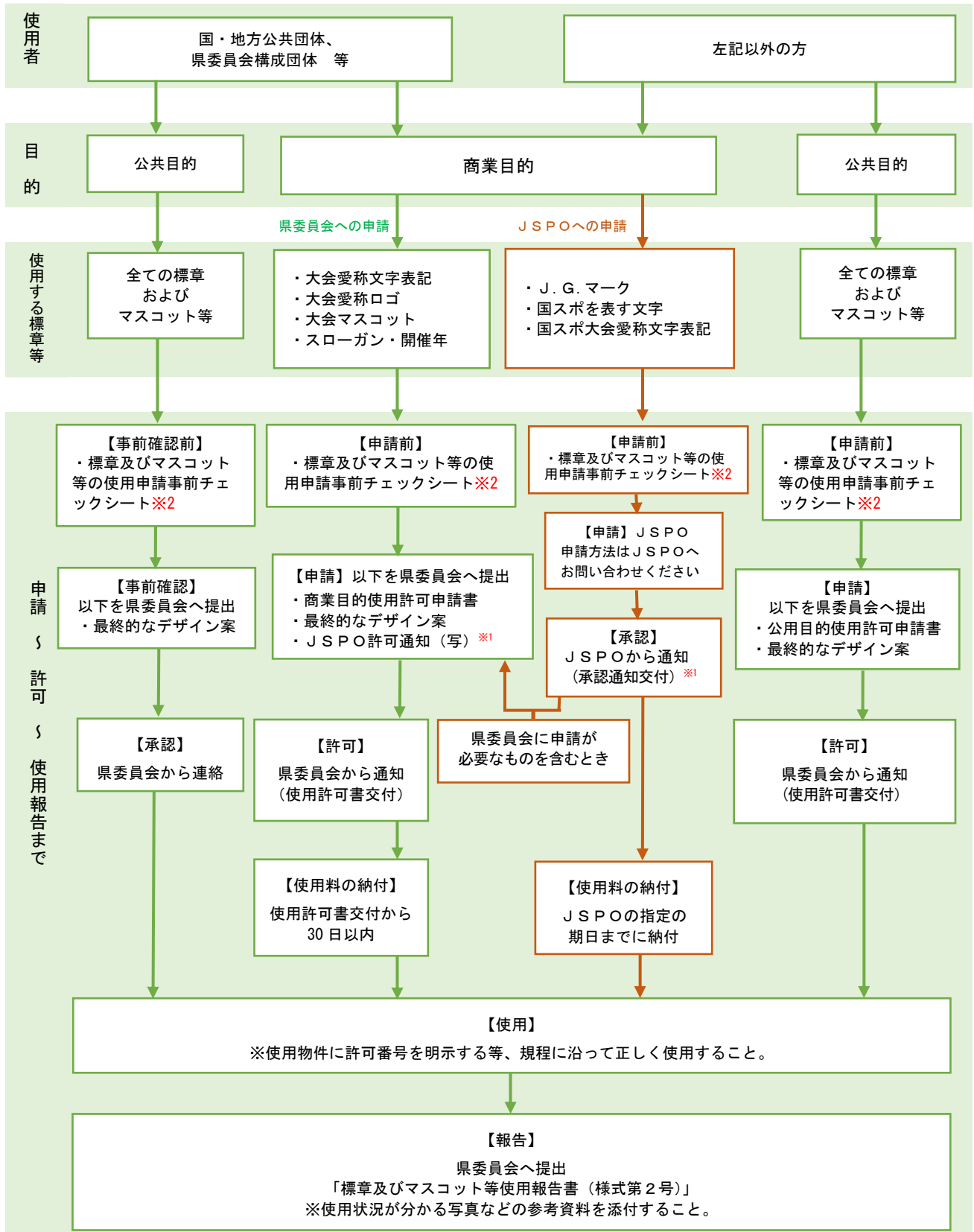
なお、JSP0 規程で定める使用料について免除するものではありません。

- ① 両大会の開催のために市町村が設置する実行委員会
- ② 国、地方公共団体、JSP0、公益財団法人長野県スポーツ協会、長野県内の都市体育(スポーツ)協会
- ③ JSP0・公益財団法人長野県スポーツ協会・長野県内の都市体育(スポーツ)協会に加盟する競技団体
- ④ 公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会及び協会に加盟する競技団体
- ⑤ 信州やまなみ国スポの公開競技又はデモンストラーションスポーツを実施する団体及び信州やまなみ全障スポの正式競技又はオープン競技を実施する団体
- ⑥ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条の規定による認定こども園及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく指定障害福祉サービス事業所
- ⑦ その他会長が特に認めるとき

4 使用報告について

標章及びマスコット等を使用された場合は、使用報告書を各年度終了後または使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに県委員会へ提出してください(報道機関が報道目的に使用する場合を除く)。

【使用申請から使用報告までの流れ】



標章及びマスコット等を使用した場合は、使用報告書を各年度終了後または使用期間終了後 30 日以内のいずれか早い期日までに県委員会へ提出してください（報道機関が報道目的で使用する場合を除く）。

※1 J. G. マークや国スポを表す文字等 J.S.P.O. に申請が必要なものと県委員会に申請が必要なものを組み合わせて商業利用したい場合は J.S.P.O. の許可通知の写しを添付して県委員会へ申請してください。

※2 標章及びマスコット等申請から使用許可までを円滑に行うため、「標章及びマスコット等の使用事前チェックシート」で確認の上、申請してください。

使用上の注意点

- 書体・字間・色を変えない、透過させない

信州やまなみ国スポ・全障スポ
 信州 やまなみ 国スポ・全障スポ



- 文中に使用しない

2028年に開催される ~~信州やまなみ国スポ・全障スポ~~ では、

- 縦横の比率やバランスを変えない

信州やまなみ国スポ・全障スポ



- デザインを変えない、他のものを重ねない、吹き出しをつけない、取り除かない、反転等させない



- 特定の大会・団体を推奨しない



- 大会マスコットを使用する場合は、マスコットに近接して【長野県PRキャラクター「アルクマ」©長野県アルクマ】と表記する（同一物件内に複数のマスコットを使用する場合は、メインとなる箇所に記載する。その他の箇所は省略可能。）

【記載例】



標章及びマスコット等の使用申請事前チェックシート

標章及びマスコット等申請から使用許可までを円滑に行うため、下記項目のうち、使用するものについて確認の上、申請願います。

項目	チェック項目	チェック欄
使用データ	県から提供された ai データ又は jpeg データを使用している (データが無い場合は県に提供依頼する)	<input type="checkbox"/>
国民スポーツ 大会マーク (J.G. マーク) ブランドロゴ	最小使用サイズ以上のサイズである (JAPAN GAMES ブランドアセットガイドライン 2.1.6)	<input type="checkbox"/>
	規程の余白を取っている (JAPAN GAMES ブランドアセットガイドライン 2.1.6)	<input type="checkbox"/>
	書体・色・縦横比率を変えていない (JAPAN GAMES ブランドアセットガイドライン 2.1.7)	<input type="checkbox"/>
全国障害者ス ポーツ大会シ ンボルマーク	全国障害者スポーツ大会シンボルマークの使用について、県実行委員会 に問合せをした (標章及びマスコットの使用の手引 P4, 5)	<input type="checkbox"/>
アルクマ	アルクマに近接してクレジットを表記している (標章及びマスコットの使用の手引 P9)	<input type="checkbox"/>
	アルクマのクレジットが鮮明に表記されている (標章及びマスコットの使用の手引 P9)	<input type="checkbox"/>
	アルクマの色・縦横比率を変えていない (標章及びマスコットの使用の手引 P9)	<input type="checkbox"/>
大会愛称ロゴ	書体・字間・色を変えていない (標章及びマスコットの使用の手引 P9)	<input type="checkbox"/>
その他	申請書を省略する場合、メールに対象物件・数量・使用期間を記載して いる (標章及びマスコット等使用取扱規程第5条第1項ただし書に該当する 場合)	<input type="checkbox"/>

※不明な点については申請前に県実行委員会ご確認ください。

※申請から使用許可まで日数を要するため、余裕をもって申請してください。